

2008年5月7日

岡山県教育委員会  
委員長 橋本 信子 様

障害者の生活と権利を守る岡山県連絡協議会

岡山市関西町3-11 みんなの会館内

TEL/FAX 086-254-5866

会長 吉田 裕美 印



## 教育庁内の障害者雇用率を早期に実現することについて(要望)

平素より、岡山県の教育振興にご尽力されていますことに、心より敬意と感謝を表します。

さて、ご承知のように昨年、厚労省は、都道府県教育庁の教職員採用における障害者雇用率の到達度を示し、到達していない教育庁には早期の雇用率達成を勧告しました。

誠に遺憾なことに、岡山県教育庁の障害者雇用状況は、雇用義務の2%を遥かに下回る1.02%で全国ワースト4位であります。2007年度末現在で、雇用されなくてはならない障害者数は100名を超えていると事務当局より聞かされています。この事実が発表される以前から、私たちは機会あるごとに「雇用できない要因はなにか」や「今後のどのように達成する計画をもっているのか」などその対応について事務当局を質し、早急な雇用率達成を要望してきました。残念ながら、私たちの要望は聞き入れられず、現時点でも、今後の具体的な雇用計画が明らかにされていません。聞こえてくるのは、これまでの延長線でしか考えていないことです。このままでは雇用率達成計画は作成されず、障害者雇用はこれまでと変わらず進まないのではと強い危惧を抱いています。

本来、教育委員会は、教育活動を通じて、障害がある人ら、平等に生きていける権利をもっているという障害者理解と啓発および率先した雇用を進める大きな役割を持っています。しかし、現実には、教育現場も含めて、教育委員会は、視覚・聴覚・身体障害者、知的障害者、精神障害者を、教職員の仕事に「馴染まない、できない、無理だ。」という能力主義、あるいは「墨字の読み書きができること、聴力とコミュニケーション能力あること」を採用の条件にするなど、障害のない人に一方的に合わせるという適応主義の考え方に立っているのではないのでしょうか。併せて、障害者基本法3条3項「差別の禁止」、障害者の雇用の促進に関する法律第5条、6条にある「事業主の責務」を果たさなかった結果が現在のワースト4位となった背景ではないのでしょうか。

岡山県教育庁のこれまでの障害者雇用のあり方は、障害者に対する平等観、障害者の雇用の促進等に関する法律遵守に欠けるものがあつたといわざるを得ません。

つきましては、貴職の格別なご尽力により貴委員会にて、下記事項について協議いただき、障害者雇用率早期達成を図ってくださるようお願いいたします。

### 記

- 1 教育庁内でなぜ障害者の教職員が雇用できなかったか、ワースト4位という不名誉な事態になっている要因を明らかにしてください。
- 2 雇用率達成計画を早急に作成してください。その際、身体障害者(視覚・聴覚・身体)、知的障害者、精神障害者をバランスよく採用するようにしてください。
- 3 教育庁内のさまざまな職種・仕事内容をどのように配慮をすれば障害者に合う職種・仕事となるかという視点で、障害者雇用の対象職種・仕事の拡大を図ってください。
- 4 期限付きなど臨時使用でなく、正規採用を原則としてください。
- 5 可能であれば教育委員会の会議で、障岡連の代表者に陳述させてください。

以上

2008年6月19日

岡山県教育委員会  
教育長 門野 八洲雄 様

障害者の生活と権利を守る岡山県連絡協議会  
岡山市関西町3-11 みんなの会館内  
TEL/FAX 086-254-5866  
会 長 吉田 裕美 印

## 抗 議 文

5月7日、教育委員会委員長橋本 信子 様 宛に「教育庁内の障害者雇用率を早期に実現することについて(要望)」(別紙)を、総務課総括副参事手渡し、要望に内容の若干の説明と可能であれば委員会での意見陳述をさせてほしい旨、橋本委員長にお伝えくださるよう口頭でお願いを致しました。

なんらかのご回答があるものと思っておりましたが、なんらのご回答もいただけませんでした。

6月16日、総務課をお訪ねした際に、副参事に「要望書は、委員会でどのような扱いになったのか」を尋ねたところ、「事務局で処理しました」とのご返事でした。委員長には届けず処理したこととのことでした。その理由も明らかにしてもらえませんでした。

この対応は、極めて遺憾なものであり、怒りを禁じえません。

第1に、教育委員会会議規則第十条には、「教育委員会に対して請願又は陳情をしようとする者は、委員長の許可する時間内において、事情を述べることができる。」とあります。私たちの要望は、この条文従って提出したものです。にもかかわらず、事務局が、これを教育委員長に示すことなく処理したのは、明らかにこの条項に違背するものです。教育委員会の任務は、会議規則第三条「教育委員会の会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定するもののほか…」にあるように県下の教育活動、人事など全般にかかわって柱となるべき事項が協議することです。私たちの要望は、教育庁人事に大きくかかわるものです。

第2に、県民や教育に関心のある団体から委員長宛に提出された要望書は、教育委員会で審議されるにふさわしいか否かを、教育委員長や委員会が判断すべきものでしょう。事前に、事務局が勝手に処理できることは、教育委員会委員長を始め、委員に付託されるべき審議議題を検閲していることを示し、教育委員各位に情報を明らかにせず、教育委員会の形骸化、傀儡化を事務局が行っていることを浮き彫りにしたもので許されません。

以上のことから、教育長を始めとする事務当局の強権的な今回の対応に強く抗議すると共に、私たちが提出した要望書について、新たためて教育委員長・委員に示すことおよび委員会の判断を求めます。